

基調講演「ネット時代の放送」

小笠原陽一・元総務省情報流通行政局長

1. 放送に求められるもの

① 最近の議論

(総務省検討会、調査研究報告等)

- 1) 民放 TVer と、NHK プラス のコンテンツを一覧できるプラットフォーム
- 2) 放送法の規律がかかる地上基幹放送事業者が、放送編成と同程度のコンテンツを「見逃し配信」ならびに「同時配信」にて提供する配信サービス
- 3) 「対象プラットフォーム」において、「対象配信サービス」及び「地上基幹放送」の「アイコン」及び「コンテンツサムネイル」に対し、適切な程度の顕著性を与えること。(具体の実施手法は、事業者間において協議し決定することが望ましい。)

＋α。。

② 放送法制定以来。。

(昭和 25 年制定時、昭和 39 年臨放調答申、平成 29 年最高裁判決 等)

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

2. ネット時代の変化

- ① インターネットは何を変えたのか。
- ② インターネット時代の主張

3. 今後

- ① 放送メディア
- ② 行 政